

新潟市民病院人事評価実施規程を次のように定める。

平成28年4月1日

新潟市病院事業管理者 片柳 憲雄

新潟市民病院管理規程第10号

新潟市民病院人事評価実施規程

新潟市民病院における新潟市民病院職員就業規程（平成20年新潟市民病院管理規程第12号）第2条に規定する職員（以下「病院職員」という。）の人事評価（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第6条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の実施については、別に定めるもののほか、市長の事務部局に属する一般職の職員の例による。ただし、新潟市民病院組織規程（平成20年新潟市民病院管理規程第1号）第2条に規定する事務局に所属する病院職員以外の病院職員に係る人事評価の期間については、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。